

## 平成 28 年度 第 1 回古賀市文化財保護審議会会議録

- 1 件名 平成 28 年度第 1 回古賀市文化財保護審議会
- 2 日時 平成 29 年 1 月 26 日（木） 14 時 00 分から 15 時 30 分まで
- 3 場所 リーパスプラザこが歴史資料館研修室
- 4 出席委員 西谷正会長 桑田和明副会長 横田義章委員 森弘子委員  
今橋省三委員
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局 長谷川清孝教育長 清水万里子教育部長  
星野美香文化課長 木村真由美歴史資料館館長 金子由美子文化振興係長  
森下靖士文化財係長 井英明業務主査 甲斐孝司業務主査 岩橋由季主事
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議概要

西谷会長 本日は議事が 1 件と報告事項が 1 件予定されている。  
議事は、古賀市指定文化財に関する調査審議、高木・前田遺跡第 3 地点出土  
墓石に関する件である。事前に資料を送っていただいたが、事務局から改め  
て説明願いたい。

井 (諮問内容説明)

西谷会長 「高木・前田遺跡第 3 地点出土墓石」を古賀市指定有形文化財の指定にして  
よろしいかという審議案件について、ご質問ご意見をいただきたい。

桑田副会長 墓石に彫られた私年号「亀光元年」の時期の検討で、「明治 12 年を定点とし、  
墓石の型式存続期間を最長 30 年とするならば」と書かれているが、この「墓  
石の型式存続期間」とはどういうことか。

井 考古学的に型式組列を組み立てるとき、墓石の形から型式を設定するが、今  
回の墓石は自然石で形が定形化したものではないため時期が絞り込み難く、  
存続時期幅を長く取る必要があると考えられた。そこで、明治 12 年の前 30  
年と後 30 年、都合 60 年の時期幅で捉えている。

桑田副会長 では、今回の墓石であればこの時期という、時期比定の基本になるものがあ  
るのか。

井 自然石利用というのはかなり古くからあるため、それはない。そこで、亀光  
元年銘の墓石と一緒に発見された墓石とを比較したとき、両者の文字の配列  
や戒名の構成が同じなので、亀光元年銘の墓石は、もう一方の墓石に彫られ  
ている明治 12 年を定点とした時期のものと考えられる。

桑田副会長 では、ここでいう「型式」とは二つの墓石に書かれている文字の配列や墓石  
の型式からもってきているということでしょうか。

- 井 戒名の構成や文字の案分などの諸属性から考えた場合、同じ時期でよいのではないかと考えた。
- 桑田副会長 また、墓石が作られた「亀光元年」は文久2年ではないかとの推測の補強資料に三池氏の調査成果を使っているが、こちらを先にもってきて今回の推測の論拠とする方がよいように思う。それから、論拠になっている三池氏の論文の情報を探すことができなかったのだが。
- 井 該当論文は高木・前田遺跡の報告書に掲載されている文章である。
- 桑田副会長 承知した。それから、山本屋文書の資料の性格と、これが博多町屋衆の間で使われていたという点について少し補足説明を願いたい。
- 井 資料17ページに亀光元年を記した文書を示している。ここに出てくる「釜屋」「桶屋」などは町屋衆だが、山本屋は三池氏によるとお寺とも証文のやり取りをしており、「福博町屋衆」とされている。
- 桑田副会長 以前から話には出ていたと思うが、墓石に書かれた「安部」姓は古賀市内では大庄屋に使われているとのことだが。
- 井 資料14ページ註に書いた「安部千兵衛」氏の家は高木・前田遺跡のすぐ近くである。そこで、墓石が出てきたときに安部さんの家の過去帳なども見せていただいた。結果、墓石に彫られている「茂造」氏の名前は見られなかったが、再検討の余地はあるかと思い、安部氏の家との関連の線も残しておきたいと思っている。
- 森委員 この墓石の文化財としての名称は「高木・前田遺跡第3地点出土の墓石」となっているが、「亀光元年」という私年号に希少価値であるならば、「亀光元年銘墓石」などにすべきではないか。
- 井 2ページの6.指定対象物件に書いている「私年号「亀光元年」を刻む墓石」を名称にしようかとも考えたが、一応は出土資料なので「高木・前田遺跡第3地点出土の墓石」との案にしていた。
- 森委員 「私年号「亀光元年」を刻む墓石」の方がよいのではないかと思います。それに、墓地ではなく盛土から発見されたので、厳密な意味で「出土」といえるかという点も疑問に思う。
- 井 墓石発見時に工事をしていた業者も分かったので、嵩上げしたときによそから土を持ってきたりした経緯があったのかと尋ねたところ、昭和30年頃なので、おそらく遠隔地から持ってきたのではなく、具体的な場所は分からないが近くから流し込んでいるだけだろうということだった。そのようなこともあり、安部千兵衛との関連の可能性についても捨て去るべきではないと考えている。
- 今橋委員 私も、先ほどの桑田副会長と同じような感想を抱いたが、博多の文書で使われている私年号が古賀でも確認され、文久2年の段階での博多と古賀とのつ

ながりを示す貴重な資料ではないかと考える。そういった意味では、型式年代が30年云々ということよりも、博多町屋衆との関係を前面に出して指定理由とした方がよいのではないかと思う。

井 承知しました。

西谷会長 これは今年度の答申か。

森下係長 早ければ今年度中にと考えている。

西谷会長 では、この案件を有形文化財として指定するという点については承認いただいたこととする。

名称については、高木・前田遺跡が近世の墓地遺跡であればまだよいが、亀光元年という銘に重要な意味があるので、森先生ご提案のように「亀光元年銘墓石」などの方がよいように思う。

井 承知しました。今一つ確認したいのだが、7の沿革の説明では、山本屋文書の件を根拠に亀光元年銘墓石についても文久2年であろうという書き方に改めるということによいか。また、指定理由についても、福博町屋衆で使われている私年号が古賀でも使われていたことが分かる資料という内容によいか。

今橋委員 それでよい。

西谷会長 手続き的には、今日の意見を受けて修正し、委員に個別に回覧していただいて答申することとする。

資料6～15ページの調査報告についても概要を説明して欲しい。

井 資料をみると、私年号が公年号と同じような理由で建元されるということが分かる。幕末頃に建元された私年号は、調べてみるとあまり多くないが、江戸時代に建元された私年号自体があまり多くないことを加味すると、幕末頃に建元されたものは割と多いといえる。幕末頃の私年号を挙げたものが、資料18ページの表である。亀光が幕末の始まり頃で、延寿までが幕末。特に慶応3年・4年が多い。大政・延寿などは、対抗的な感じで建てられていると言われている。神治についても、前川氏は中央政権に対抗意識的なものを持っていたのではないかと考えているようだが、私は、素朴に使用されていたのではないかと考える。また、延寿・大政についても、延寿私年号は二次資料だけだが、近年実際に使用されている例が判明し、使っている方々が農民層であることからやはり素朴に使われていたのではないかと思う。

ただ、文久2年の事績について調べはしたが、福岡藩内で大きな動きがあるような感じではなかった。そのため、亀光元年に文久2年を当てはしたが、この年に福岡藩内で大きな動きがないことをふまえると、意義付けが難しいのかなという気はしている。

西谷会長 墓石に彫られた名前の「と免」というのは、「と」が平仮名で「免」は漢字

であるが、「とめ」と読むのか。

森委員 「免」は変体仮名。文化財として指定するときは平仮名で書いていいのではないか。

西谷会長 それから、墓石が見つかったところの近くに墓地があったのかどうか、菩提寺がどこなのかを調査し、もしそれが突き止められれば過去帳の調査が必要になるかもしれない。ご承知のように、これとよく似た相島の享保8年の例も、神宮寺の位牌の中に全部出てきたということが最近分かったため、将来追跡調査をしていただくと有難い。

それでは、この審議については以上とする。次に、報告事項、平成28年度古賀市内埋蔵文化財発掘調査について、事務局から説明願いたい。

岩橋 (船原古墳調査関連事業について説明)

森下係長 (企画展について説明)

甲斐 (船原古墳保存整備関連事業について説明)

西谷会長 ただいま説明のあった船原古墳の発掘調査等について質問があれば発言を。38ページの地籍図に「小山田字舟原」とあり、遺跡名の「船原」の字と異なるのはなぜか。

甲斐 「舟原」が正式な字名だが、県が作成している遺跡分布地図に記載の遺跡名「船原」を使っている。

西谷会長 報告書は既に刊行されているが、今後このような点について意見があるかもしれない。

井 明治初年の仮名書きの福岡県史資料には「船原」と書かれているので、どちらが正しいのかははっきりしないのではないかと思う。

西谷会長 それから、広場を広く取得していることは将来の活用を考えると大変よい。  
森下係長 年に数回ではあるが中型バスでの来訪者がいるため、駐車場も広く取っておく必要があった。

西谷会長 また、胎土分析の結果も楽しみだと思う。

それから、市街化調整区域と農地法がかかっているとのことだが、市街化調整区域は公的な史跡整備であれば解除できるのでそうすべきと考える。また、農振地域ということだが、畑はあるのか。

森下係長 ほとんどは水田で、周辺に少し畑がある。

西谷会長 中・長期的な活用計画の中で、土地の種目変更等についても配慮し、かつスピーディーに整備公開できればよいと思う。

他に意見はないか。なければ、予定された議事・報告事項は終わりで、この機会に何かあれば発言を。

井 報告と確認をしたい。報告は、青柳町下ノ町茶屋の宿札と花見遺跡古墳群出土品についてで、前年度の答申を受けて今年の初めに指定告示した。それと、

引き続き調査をとの課題をいただいていた川嶋家資料については、専門家に改めて見てもらう段取りがついているが、調査でき次第報告したいと思う。確認は、本日の諮問の件で、指定の名称が変われば種別を変える必要が生じる。発掘出土品と考えていたため種別を考古資料としていたが、歴史史料に改めた方がよいか。

西谷会長 両方可能かと思う。供養碑や石造物は県指定ではどうなっているか。  
井 立っているものは石造物でいいかと思うが、転がり出てきたものについては悩ましい。

西谷会長 ここでは意見があれば発言を。  
森委員 他市町村で似たようなケースがある。銘に価値があるが出土地が明確ではない資料で、委員会では出土地が分からないものは考古資料とはいえないとの意見が出され、今も継続調査中である。

西谷会長 県指定文化財で、元々史跡であった石碑を移築したときに考古資料か何かに変更した例があったように記憶している。本来の場所から遷した資料についてどのような措置が採られているかを調べ、また県に指導を仰ぐなどしてはどうか。

井 承知しました。

西谷会長 では、以上で議事・報告事項と審議を終了する。

森下係長 これをもって平成28年度第1回古賀市文化財保護審議会を終了する。